

## 【Web 公開版】

### 大会・国際春季フォーラム優秀発表賞に関する規定

#### (賞の設定)

第 1 条 大会運営委員会は、若手研究者の育成と学会全体の研究活動の活性化をはかるために、各年度の大会・国際春季フォーラムにて特に優れた研究発表を表彰する。

#### (審査対象)

第 2 条 大会・国際春季フォーラム開催年度の前年度末（3月31日）の時点で日本英語学会の会員であり、優秀発表賞の審査を希望する者による研究発表（連名発表の場合は、同前年度末の時点での同会員を1名以上含むこととする）。なお、上記の会員資格に加え、同前年度末の時点で修士号未取得か修士号取得後10年未満の者による発表（連名発表の場合は、同会員を1名以上含み、発表者全員が同前年度末の時点で修士号未取得か修士号取得後10年未満である場合）については、「優秀発表賞」に加えて「佳作」の審査対象ともなる。

#### (授賞)

第 3 条 国際春季フォーラム優秀発表賞については同年度の6月に開催される大会運営委員会にて、大会優秀発表賞については同年度の12月に開催される大会運営委員会にて、審査委員会の推薦をもとに審議の上、受賞研究発表を決定する。

第 4 条 受賞研究発表者には会長名の表彰状を授与（連名発表の場合は発表者全員の氏名を記載した表彰状を代表者に授与）し、大会の総会で報告する。併せてホームページおよびニューズレター『え〜ごがく』にて公表する。

#### (審査)

第 5 条 大会運営委員会のもとに審査委員会を組織する。

第 6 条 国際春季フォーラム優秀発表賞については国際春季フォーラム実行委員長が、大会優秀発表賞については大会運営委員長が審査委員長を務め、上記大会運営委員会に候補者を推薦する。

第 7 条 審査委員、審査委員会の構成および審査基準については別に定める。

第 8 条 審査希望者は「研究活動における不正行為防止等のガイドライン」を遵守していなければならない。万一不正行為が認められた場合には、ガイドラインの第3項による措置を取るものとする。

#### 附則

1. この規定は、2015年10月1日より施行する。
2. この規定は、施行後3年を目途に見直しを行うものとする。

附則

この改正規定は、2019年3月1日より施行する。

附則

この改正規定は、2019年7月1日より施行する。